

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第 5 号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例（平成 12 年上尾市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 57 の項事務の種類の欄中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改め、同表 58 の項事務の種類の欄中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。